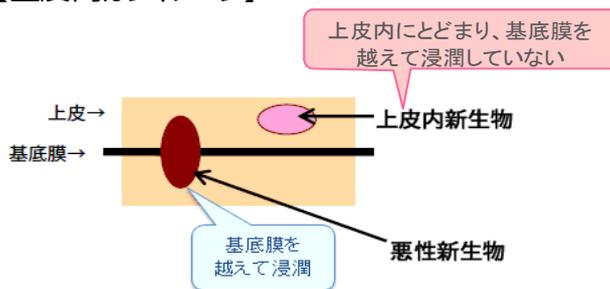


〈18〉 新型ガン保障特約付き住宅ローンの保障概要

◆「新たに追加」する保障	
リビングニーズ保障	・余命6ヶ月以内と判断されたとき、その時点における住宅ローン残高をお支払いします。
ガン先進医療保障	・所定のガン先進医療を受けた時、技術料と同額（1回の療養につき500万円、通算1,000万円を限度）をお支払いします。 ・この保障により、「重粒子線治療」や「陽子線治療」など、公的医療保険では対象とならない高額な治療に備えることができます。
上皮内ガン・皮膚ガン保障	・上皮内ガン※1と診断された時、または、生まれて初めて皮膚ガンと診断されたときに30万円をお支払いします。
失業保障	・非自発的※2に失業し、1ヶ月を超えて再就職出来なかった場合、最長3ヶ月を限度として、失業中の住宅ローン返済額を保障します。
◆「現行」の保障	
死亡・高度障害保障	・住宅ローン返済期間中に、死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、該当時点の住宅ローン残高をお支払いします。
ガン保障	・生まれて初めてガン（悪性新生物）に罹患し、診断確定された場合、診断時点の住宅ローン残高をお支払いします。
入院一時金保障	・病気やケガにより入院を開始したとき、一時金で10万円を保障します。
入院時返済保障	・病気やケガにより入院し、入院のために「就業不能状態」となり、その状態が継続し、ローンの返済日が到来したとき、住宅ローン返済額をお支払いします。
奥さま保障	・配偶者（法律上の奥さま）が、女性特有のガン（悪性新生物）に生まれて初めて罹患し、診断確定された場合、一時金で100万円をお支払いします。

※1：上皮内にとどまっており、基底膜を超えて浸潤（深く広がること）していないガン

【上皮内ガンイメージ】



※2：会社の倒産、リストラ等、本人の就業意思に反した失業（自己都合による退職は対象外）